

平成20年3月31日 稲垣会長より

市役所よりメールが来ていました。
ご確認ください。

Subject: 訪問看護にかかるリハビリについて

訪問看護におけるリハビリ回数が半数を超える場合は、自治体の判断で承認することになっており、これは1年毎に岐阜振興局福祉課の同意の基に実施しています。

本年度においても、現在同意を市から振興局へ確認中です。4月1日以降も同意があったものとして業務を遂行してください（同意が得られない場合は31日中にこのEメールでお知らせします）同意がある場合は、特段のお知らせはいたしません。

なお、市の確認が受けていない場合は、介護報酬等の返還をしていただくこととなります。うっかり洩らしてる場合は、3月31日までに書類を整えて大至急、高齢福祉課へ提出してください。